

選挙公報の手引

目次

- I 電磁的記録による選挙公報掲載申請上の留意事項・・・・・・・・・・ 1～4
- II 紙媒体による選挙公報掲載申請上の留意事項・・・・・・・・・・ 5～8

防府市選挙管理委員会

I 電磁的記録による選挙公報掲載申請上の留意事項

第1 掲載申請について

1 申請期限

- (1) 申請期限は、5月17日(日)の午後5時までです。

掲載文の掲載申請書は、立候補届出のとき、届出書類に添えて提出してください。

2 事前審査

- (1) 掲載文には、一定の制約があるので、市選管において立候補届出の事前審査に併せて事前審査をします。(必ず事前審査を受けてください。)

事前審査日 4月16日(木)～4月24日(金)の執務時間内

場 所 防府市選挙管理委員会事務局(市役所本館5階)

- (2) 事前審査を完了したときは、印刷準備のため当該CD-Rを預かりますので「選挙公報預り証」を交付します。

選挙公報掲載申請書は返却しますので、5月17日(日)における立候補届出に当たっては、「選挙公報掲載申請書」のみを提出してください。

- (3) 事前審査には、次の書類を立候補予定者説明会でお渡しした封筒に入れて持参してください。

① 選挙公報掲載申請書 1通

② 選挙公報掲載文を記録した電子データ 1式

- ・ 電子データの形式は、PDF/X1a(アウトライン化されたPDFファイル)としてください。
- ・ 電子データはCD-Rに保存し、提出してください。
- ・ 提出データファイルのタイトルは、次の例により設定してください。

「例：R8市長 防府太郎 選挙公報原稿.pdf」

③ ②の電子データから出力した選挙公報掲載文 1通

修正前等の誤った電子データで提出していないかを確認するためです。

④ 音声読み上げ対応用の電子データ 1式 ※任意提出

- ・ 選挙公報掲載文の電子データを市選管のHPに掲載した際に音声読み上げに対応するため、希望する候補者は、②と併せて「アウトライン化されていないPDFファイル」(PDF/X1a形式)をCD-Rに保存の上、提出してください。
- ・ 提出データファイルのタイトルは、次の例により設定してください。

「例：R8市長 防府太郎 音声読み上げ用原稿.pdf」

※ 提出された電子データ及びCD-ROMは、修正(撤回)を除き、返還いたしません。

※ 一度事前審査を受けた掲載文の訂正の方法は、次のとおりです。

- (1) 訂正後の電子データを CD-R に保存の上、当該電子データで出力した掲載文とともに再度提出してください。
- (2) ファイル名は、「修正後」であることが分かるように、次の例により設定してください。
 - ・「例：R8 市長 防府太郎 選挙公報原稿（〇月〇日修正）.pdf」
 - ・「例：R8 市長 防府太郎 音声読み上げ用原稿（〇月〇日修正）.pdf」

第 2 掲載文記録上の注意事項について

1 原稿用紙（電磁的記録）の使い方

- (1) 選挙公報掲載文は、市選管が提供する原稿用紙（電磁的記録）を利用し、Adobe Illustrator を用いて作成してください。原稿用紙（電磁的記録）は、立候補予定者説明会で配付する CD-R の中に入れてあります。
- (2) 画像解像度はグレースケール 350dpi、2 階調 1200dpi を推奨します。
- (3) 掲載文は、原稿用紙（電磁的記録）の枠内（内側の枠）に記録してください。枠上や枠外に記録しても掲載されません。また、写真掲載欄の枠及び氏名掲載欄の枠には、文字等がかからないようにしてください。
- (4) 提出する際の形式は、第 1-2 (3) に示したとおり、PDF/X1a（アウトライン化された PDF ファイル）としてください。

2 記録の方法

(1) 氏名を掲載する欄

- ① 候補者の氏名を縦書きで記録してください。なお、通称の認定を受けた場合は、その通称を記録しなければなりません。
- ② 氏名欄には、候補者の氏名のほか、氏名に係るふりがな、所属等党派名、年齢、生年月日、職業、経歴を併せて記録できます。
- ③ 年齢を掲載する場合は、選挙期日における年齢を記録してください。

(2) 使用できる写真及び図等

- ① 候補者の写真を掲載する欄には、無帽、上半身、正面向きの白黒の写真（最近 3 か月以内に撮影したもの）を掲載することができます。
この際、写真の枠内には、文字等が入らないようにしてください。
写真の背景の態様によって、不鮮明になる場合があります。なるべく無背景（薄い色）の写真をお使いください。
- ② 候補者の写真を掲載する欄以外の部分には、写真を使用することはできません。

- ③ 図、イラストレーション及びこれらの類についても記録することができます。ただし、これらの部分に係る面積の合計面積は、候補者の写真を掲載する欄及び候補者の氏名を掲載する欄以外の部分の面積のおおむね2分の1を超えることはできません。図等の面積は、その図の最大縦幅と横幅を乗じて得た面積とします。

＜図等の解釈＞

図等の中に文字、記号、符号を記録した場合は、1つの図等とみなします。ただし、単に文章、文字等を丸、四角等の記号で囲った場合は図等とみなしません。

- ④ 使用する図等は候補者の責任において掲載し、著作権の侵害がないよう注意してください。
- ⑤ 掲載文は、白黒又はグレースケールで記録しなければなりません。

3 その他

- (1) 掲載内容は自由ですが、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記録してはなりません。
- (2) 記録上の注意事項に違反した掲載文について訂正を求める場合があります。
- (3) 書体の制限はありませんが、できるだけ読みやすいように配慮してください。また、小さな文字等については、不鮮明になることがありますので、文字の大きさ等には十分配慮してください。
- (4) 原稿用紙（電磁的記録）が破損等した場合は、市選管まで申し出てください。

第3 選挙公報の体裁について

- (1) 選挙公報の体裁については、下記のとおりです。

令和8年5月24日執行 防府市長選挙 選挙公報 防府市選挙管理委員会	
2	1
4	3

※イメージ図

- (2) 1頁の大きさはブラケット版（一般の新聞の大きさ）とし、2頁以上にわたる場合は、用紙の両面に印刷します。
- (3) 印刷その他の都合により、様式は変更することがあります。
- (4) 候補者の人数により掲載文及び写真を拡大、縮小して印刷することがあります。
- (5) 候補者は印刷の体裁等について指定することはできません。

第4 掲載文の修正、撤回について

- (1) 既に提出された掲載文を修正（撤回）しようとするときは、申請期限の**5月17日（日）午後5時**までに、選挙管理委員会に修正（撤回）の申請をしてください。
この日時経過後には、修正（撤回）の申請があっても受理できません。
- (2) 掲載文の修正（撤回）の申請は、必ず候補者又はその代理人が次の書類を添えて行ってください。
 - ① 選挙公報掲載文修正（撤回）申請書 1通
 - ② 修正後の選挙公報掲載文を記録したデータ 1式
 - ③ ②の電子データから出力した選挙公報掲載文 1通

第5 選挙公報の掲載順序を定めるくじについて

1 くじを行う日時及び場所

申請期限の日（5月17日（日））の午後5時10分から防府市選挙管理委員会事務局で行います。

2 立会

くじは、選挙管理委員会委員が行いますが、くじに立ち会いたい候補者又はその代理人は、くじの開始時刻までに選挙管理委員会に申し出てください。

Ⅱ 紙媒体による選挙公報掲載申請上の留意事項

第1 掲載申請について

1 申請期限

- (1) 申請期限は、5月17日(日)の午後5時まで です。

掲載文の掲載申請書は、立候補届出のとき、届出書類に添えて提出してください。

2 事前審査

- (1) 掲載文には、一定の制約があるので、市選管において立候補届出の事前審査に併せて事前審査をします。(必ず事前審査を受けてください。)

事前審査日 4月16日(木)～4月24日(金)の執務時間内

場 所 防府市選挙管理委員会事務局(市役所4号館2階)

- (2) 事前審査を完了したときは、印刷準備のため当該原稿を預かりますので「選挙公報預り証」を交付します。

選挙公報掲載申請書は返却しますので、5月1日(日)における立候補届出に当たっては、「選挙公報掲載申請書」のみを提出してください。

- (3) 事前審査には、次の書類を立候補予定者説明会でお渡しした封筒に入れて持参してください。

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① 選挙公報掲載申請書 | 1通 |
| ② 選挙公報掲載文 | 2通(正・副2通で、副は正をコピーしたもの) |
| ③ 写真 | 2枚 |

※ 提出された掲載文及び写真は、修正(撤回)を除き、返還いたしません。

第2 掲載文記載上の注意事項について

1 原稿用紙の使い方

- (1) 選挙公報掲載文は、市選管が提供する原稿用紙を利用してください。原稿用紙を2枚交付します。折り目をつけたり汚損したりしないように注意してください。
- (2) 掲載文は、原稿用紙の枠内に黒色ではっきり書いてください。仕上げを美しくするためには、きれいな原稿を作ることが大切となります。

注 掲載文は、ペン、毛筆、活字又は写植文字を用いて、必ず黒色で記載してください。鉛筆、クレヨンは使用できません。また、線の細いペン、かすれやすいペンの使用は避けてください。

- (3) 掲載文は、原稿用紙の枠内(内側の枠)に記載しなければなりません。枠上や枠

外に記載しても掲載されません。また、写真掲載欄の枠及び氏名掲載欄の枠には、文字等がかからないようにしてください。

2 記載の方法

(1) 氏名を掲載する欄

- ① 候補者の氏名を縦書きで記載してください。なお、通称の認定を受けた場合は、その通称を記載しなければなりません。
- ② 氏名欄には、候補者の氏名のほか、氏名に係るふりがな、所属等党派名、年齢、生年月日、職業、経歴を併せて記載できます。
- ③ 年齢を掲載する場合は、選挙期日における年齢を記載してください。

(2) 使用できる写真及び図等

- ① 候補者の写真を掲載する欄には、無帽、上半身、正面向きの白黒の写真（最近3か月以内に撮影したもの）を掲載することができます。
この際、写真の枠内には、文字等が入らないようにしてください。
無背景（薄い色）の写真をお使いください。
- ② 大きさは縦9.0センチメートル、横7.0センチメートル
- ③ 裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。
- ④ 写真は、掲載文原稿用紙に貼り付けないでください。
- ⑤ 図、イラストレーション及びこれらの類についても掲載することができます。ただし、これらの部分に係る面積の合計面積は、候補者の写真を掲載する欄及び候補者の氏名を掲載する欄以外の部分の面積のおおむね2分の1を超えることはできません。図等の面積は、その図の最大縦幅と横幅を乗じて得た面積とします。

<図等の解釈>

図等の中に文字、記号、符号を記載した場合は、1つの図等とみなします。ただし、単に文章、文字等を丸、四角等の記号で囲った場合は図等とみなしません。

- ⑥ 使用する図等は候補者の責任において掲載し、著作権の侵害がないよう注意してください。
- ⑦ 原稿用紙の青色の部分は、写真には写りません。方眼の枠は、ペン又は毛筆等で記載する場合に便利なためのもので、方眼にとらわれる必要はありません。
- ⑧ パソコンで打ち出した掲載文を、原稿用紙にのりで貼り付けることもできます。
- ⑨ 原稿用紙は、汚さないでください。指紋等の付着、折り目、シミは写真製版したときに、汚れとして出る場合があるので十分注意してください。

3 その他

- (1) 掲載内容は自由ですが、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は

特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記録してはなりません。

- (2) 記録上の注意事項に違反した掲載文について訂正を求める場合があります。
- (3) 書体の制限はありませんが、できるだけ読みやすいように配慮してください。また、小さな文字等については、不鮮明になることがありますので、文字の大きさ等には十分配慮してください。

第3 選挙公報の体裁について

- (1) 選挙公報の体裁については、下記のとおりです。

令和8年5月24日執行 防府市長選挙 選挙公報 防府市選挙管理委員会	
2	1
4	3

※イメージ図

- (2) 1頁の大きさはブランケット版（一般の新聞の大きさ）とし、2頁以上にわたる場合は、用紙の両面に印刷します。
- (3) 印刷その他の都合により、様式は変更することがあります。
- (4) 候補者の人数により掲載文及び写真を拡大、縮小して印刷することがあります。
- (5) 候補者は印刷の体裁等について指定することはできません。

第4 掲載文の修正、撤回について

- (1) 既に提出された掲載文を修正（撤回）しようとするときは、**申請期限の5月17日（日）午後5時**までに、選挙管理委員会に修正（撤回）の申請をしてください。
この日時経過後には、修正（撤回）の申請があっても受理できません。
- (2) 掲載文の修正（撤回）の申請は、必ず候補者又はその代理人が次の書類を添えて行ってください。

- | | |
|--------------------|----|
| ① 選挙公報掲載文修正（撤回）申請書 | 1通 |
| ② 修正後の選挙公報掲載文 | 1通 |

第5 選挙公報の掲載順序を定めるくじについて

1 くじを行う日時及び場所

申請期限の日（5月17日（日））の午後5時10分から防府市選挙管理委員会事務局で行います。

2 立会

くじは、選挙管理委員会委員が行いますが、くじに立ち会いたい候補者又はその代理人は、くじの開始時刻までに選挙管理委員会に申し出てください。